

千葉県災害救助基金規則をここに公布する。

令和5年4月3日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第39号

千葉県災害救助基金規則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第22条の規定により設置する災害救助基金（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定めるところによる。

(繰替運用)

第3条 市長は、基金が法第23条の規定による最少額を超えて積み立てられている場合において財政上必要があると認めるときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。